

第74回定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時 2025年6月24日（火曜日）
午前10時 開会
（午前9時30分 受付開始）

場 所 東京都中央区日本橋室町三丁目2－1
COREDO室町テラス3F
室町三井ホール&カンファレンス
（開催会場が前回と異なっております。
末尾の会場案内図をご参照ください。）

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取
締役を除く。）に対する株式報酬制度の一
部変更及び継続の件
- 第5号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除
く。）に対する株式報酬制度の導入の件

目 次	
第74回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	4
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	5
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の 件	9
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外 取締役を除く。）に対する株式報酬制度 の一部変更及び継続の件	11
第5号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除 く。）に対する株式報酬制度の導入の 件	16
事業報告	
1. 企業集団の現況	21
2. 会社の現況	27
連結計算書類	40
計算書類	55
監査報告	63

証券コード 1904
2025年6月3日

株 主 各 位

東京都品川区大井一丁目49番10号

大成温調株式会社

代表取締役 社長執行役員 水谷 憲一

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 https://www.taisei-oncho.co.jp/ir/news_topics/2025/
(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRニュース」「2025年度」
「第74回定時株主総会 招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/1904/tei/ji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「大成温調」又は「コード」に当社証券コード「1904」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに、議案に対する賛否をご入力ください。



敬 具

記

1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町三丁目2-1 COREDO室町テラス3F
室町三井ホール&カンファレンス
(開催会場が前回と異なっております。末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第74期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第74期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部変更及び継続の件
 - 第5号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
 - (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) 書面とインターネットを重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理人を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - (5) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面または電磁的方法により当社にご通知ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら「第74回定時株主総会議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

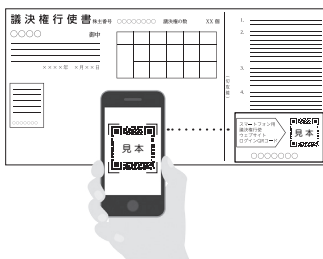
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

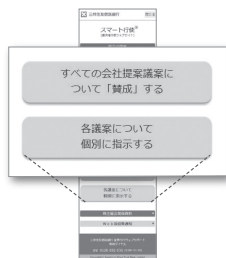
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

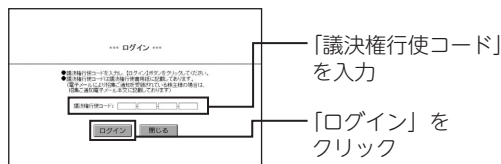
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

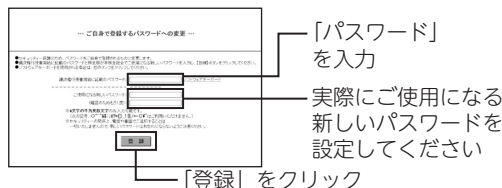
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

招集／通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、当社グループの中長期的な成長へ向けた事業展開、経営基盤の強化等を図りながら、株主への長期的かつ安定的な利益還元を重要な経営課題と考え、DOE（連結純資産配当率）3%を目処とする配当方針を定めております。（注）

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金66円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は403,051,572円となります。

なお、中間配当金として1株につき金66円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金132円となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日といたしたいと存じます。

（注）以上は2025年3月期の配当の件ですが、当社は2025年5月13日付開示文書「株主配当方針および株主優待制度の改定に関するお知らせ」にありますように、2026年3月期より株主配当方針をDOE3.8%に改定いたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下本議案において同じです。）水谷憲一、志田憲彦、玉置雅幸、川上徹、岡田浩二、富岡幸光、大江太人の7名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、引き続き経営機構改革を実施し、事業環境の変化への対応やESG推進、事業ポートフォリオ拡充などの経営課題へ迅速かつ的確に対応するための経営基盤の強化を目的として、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、指名委員会からは、各取締役候補者は欠格事由に該当せず、候補者として必要な条件を満たしている旨の報告がされております。

また、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式数                          |
|-------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 1     | みずたにけんいち<br>水谷憲一<br>(1976年12月25日生) | 2003年4月 当社入社<br>2009年4月 当社執行役員<br>2010年4月 当社上席執行役員<br>2010年6月 当社取締役上席執行役員<br>2011年4月 当社取締役<br>2012年10月 当社常務取締役<br>2015年4月 当社代表取締役社長<br>2021年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）<br>-----<br>(2025年6月現在の担当)<br>海外部門管掌 | 株<br><br><br><br><br><br><br>10,300 |
|       |                                    | 選任の理由<br>ファシリティ部門、海外部門、経営企画部門の要職を歴任し、豊富な経験、実績を有しております。2010年6月から取締役、2015年4月からは代表取締役社長（2021年4月から代表取締役社長執行役員）に就任しております。営業、管理業務における経験と経営全般に関する知見を有しており、取締役会機能の強化を図ることが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。          |                                     |

| 候補者番号 | ふりがな<br>(生年月日)                                                                                                                                                                         | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数     |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2     | しだのりひこ<br>志田憲彦<br>(1955年9月23日生)                                                                                                                                                        | 1979年4月 当社入社<br>2009年4月 当社執行役員<br>2014年4月 当社上席執行役員<br>2016年4月 当社常務執行役員<br>2016年6月 当社取締役常務執行役員<br>2019年4月 当社取締役専務執行役員<br>2022年4月 当社取締役副社長執行役員(現任)<br>(2025年6月現在の担当)<br>人財部門管掌 | 株<br><br>3,500 |
|       | 選任の理由<br>長年にわたり営業業務に携わり、営業部長、本部長等の要職を歴任し、豊富な経験、実績を有しております。2016年6月から取締役、2022年4月からは取締役副社長執行役員に就任しております。営業、業務管理の豊富な経験と経営全般に関する知見を有しており、取締役会機能の強化を図ることが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。          |                                                                                                                                                                              |                |
| 3     | たまきまさゆき<br>玉置雅幸<br>(1956年4月1日生)                                                                                                                                                        | 1974年4月 当社入社<br>2016年4月 当社執行役員<br>2018年4月 当社上席執行役員<br>2020年4月 当社常務執行役員<br>2020年6月 当社取締役常務執行役員<br>2022年4月 当社取締役専務執行役員(現任)<br>(2025年6月現在の担当)<br>コーポレート部門 兼 技術部門管掌              | 株<br><br>1,400 |
|       | 選任の理由<br>長年にわたり工事施工管理に携わり、工事部長、リニューアル事業部長等の要職を歴任し、豊富な経験、実績を有しております。2020年6月から取締役、2022年4月からは取締役専務執行役員に就任しております。工事施工管理業務の豊富な経験と経営全般に関する知見を有しており、取締役会機能の強化を図ることが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                              |                |
| 4     | かわかみとおる<br>川上徹<br>(1957年8月16日生)                                                                                                                                                        | 1980年4月 当社入社<br>2014年4月 当社執行役員<br>2018年4月 当社上席執行役員<br>2022年4月 当社常務執行役員<br>2023年4月 当社専務執行役員<br>2023年6月 当社取締役専務執行役員(現任)<br>(2025年6月現在の担当)<br>企画部門管掌                            | 株<br><br>1,011 |
|       | 選任の理由<br>長年にわたり営業業務に携わる一方、関東支店長、東京本店長等の要職を歴任し、豊富な経験、実績を有しております。2023年6月からは取締役専務執行役員に就任しております。営業、業務管理の豊富な経験と経営全般に関する知見を有しており、取締役会機能の強化を図ることが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。                   |                                                                                                                                                                              |                |

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告



| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式数     |
|-------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5     | おかだこうじ<br>岡田浩二<br>(1961年5月8日生)   | 1985年 4 月 当社入社<br>2018年 4 月 当社執行役員<br>2020年 4 月 当社上席執行役員<br>2020年 6 月 当社取締役上席執行役員<br>2021年 4 月 当社取締役常務執行役員（現任）<br>-----<br>(2025年6月現在の担当)<br>営業部門管掌                           | 株<br><br>4,332 |
|       |                                  | 選任の理由<br>長年にわたり設計業務に携わり、設計本部長、技術本部長、総合企画室長等の要職を歴任し、豊富な経験、実績を有しております。2021年4月からは取締役常務執行役員に就任しております。技術関連業務の豊富な経験と経営全般に関する知見を有しており、取締役会機能の強化を図ることが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。      |                |
| 6     | とみおかゆきみつ<br>富岡幸光<br>(1961年4月7日生) | 1984年 4 月 当社入社<br>2020年 4 月 当社執行役員<br>2022年 4 月 当社上席執行役員<br>2024年 4 月 当社常務執行役員<br>2024年 6 月 当社取締役常務執行役員（現任）<br>-----<br>(2025年6月現在の担当)<br>システム部門 兼 業務改革プロジェクト管掌               | 株<br><br>200   |
|       |                                  | 選任の理由<br>長年にわたり工事施工管理に携わり、工事統括部グループ長、技術品質統括部長等の要職を歴任し、豊富な経験、実績を有しております。2024年6月からは取締役常務執行役員に就任しております。工事施工管理業務の豊富な経験と経営全般に関する知見を有しており、取締役会機能の強化を図ることが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。 |                |





第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役大久保和正氏が辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠として選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、前任者の任期満了の時となる2026年6月の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 ( 生 年 月 日 )                                                                                                                                                        | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 ) | 所 有 す る 当 社<br>の 株 式 数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|------------------------|
| え の も と さ ち こ<br>榎 本 幸 子<br>(1974年5月26日生)                                                                                                                                       | 2004年11月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ)入社               | 株                      |
|                                                                                                                                                                                 | 2008年 6 月 公認会計士登録                                  |                        |
|                                                                                                                                                                                 | 2017年 8 月 榎本幸子公認会計士事務所 開設<br>(現在に至る)               |                        |
|                                                                                                                                                                                 | 2020年 7 月 榎本商事株式会社 監査役 (現任)                        |                        |
|                                                                                                                                                                                 | 2021年 4 月 名古屋家庭裁判所 家事調停委員                          |                        |
|                                                                                                                                                                                 | 2023年 6 月 大豊工業株式会社 社外監査役 (現任)                      | —                      |
|                                                                                                                                                                                 | 2023年10月 名古屋地方裁判所及び名古屋簡易裁判所 民事調停委員 (現任)            |                        |
|                                                                                                                                                                                 | 2024年 6 月 萩原電気ホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) (現任)       |                        |
|                                                                                                                                                                                 | 2025年 1 月 名古屋簡易裁判所 司法委員 (現任)                       |                        |
| 選任の理由及び期待される役割の概要<br>過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門知識及び経験と会計事務所を経営されてきた経営者としての高い見識を有しており、当社の事業活動の客観的かつ公正な立場で経営の監督機能強化に寄与していただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補とするものです。 |                                                    |                        |

- (注) 1. 榎本幸子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 監査等委員である取締役候補者である榎本幸子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、榎本幸子氏が選任された場合、同氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の内容は、事業報告に記載のとおりです。榎本幸子氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。なお、当該保険契約は次回更新時において、更新を予定しております。
5. 榎本幸子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

# 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役1名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

| 氏名    | 取締役に期待するスキル   |                |               |       |       |             |      |           |                 |                  |
|-------|---------------|----------------|---------------|-------|-------|-------------|------|-----------|-----------------|------------------|
|       | 企業経営・<br>企業戦略 | 営業・<br>マーケティング | 技術・<br>テクノロジー | IT・DX | グローバル | 人材開発・<br>労務 | 内部統制 | 財務・<br>会計 | 法務・<br>コンプライアンス | ESG・<br>サステナビリティ |
| 水谷 憲一 | ○             |                |               |       | ○     |             | ○    | ○         | ○               | ○                |
| 志田 憲彦 | ○             | ○              |               |       |       | ○           | ○    |           | ○               | ○                |
| 玉置 雅幸 | ○             |                | ○             |       |       |             | ○    | ○         | ○               |                  |
| 川上 徹  | ○             |                |               |       |       |             | ○    | ○         | ○               | ○                |
| 岡田 浩二 | ○             | ○              |               |       |       | ○           | ○    |           | ○               |                  |
| 富岡 幸光 | ○             |                | ○             | ○     |       |             | ○    |           | ○               |                  |
| 大江 太人 | ○             |                | ○             | ○     | ○     |             |      | ○         |                 | ○                |
| 今井 康之 | ○             |                |               |       |       |             | ○    | ○         | ○               | ○                |
| 松下 香織 | ○             |                |               | ○     | ○     | ○           | ○    |           |                 | ○                |
| 村木 高志 | ○             |                |               |       |       | ○           | ○    |           | ○               | ○                |
| 榎本 幸子 | ○             |                |               |       | ○     |             | ○    | ○         | ○               | ○                |

（注）上記一覧表は、取締役会メンバー（候補者）の有するすべての知識・知見を表すものではありません。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部変更及び継続の件

### 1. 提案の理由及び本議案を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「取締役」といいます。）の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「株式報酬」で構成されており、このうち「株式報酬」は、2020年6月29日開催の第69回定時株主総会において、信託を用いた株式報酬制度として株主の皆様のご承認をいただき導入しているものですが（かかる株式報酬制度を以下、「本制度」といいます。）本議案は、本制度の内容を一部変更したうえで継続することについてご承認をお願いするものです。

なお、その詳細につきましては、下記の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、導入しているものですが、本議案による変更後は、拋出金額及びポイント数の上限を引き上げ、退任時ではなく在任中に本制度による報酬としての株式を交付して保有させ、加えて、退任までの間の譲渡制限を付すこととすることにより、株式交付後においても企業価値の持続的な向上を図るさらなるインセンティブ効果を企図しております。

本議案による報酬枠は、2016年6月28日開催の第65回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の限度額（年額500百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠とします。また、本議案による変更後の本制度に基づく報酬は、本定時株主総会終結日の翌日から2030年6月の定時株主総会終結の日までの約5年間（以下、「対象期間」といいます。ただし、下記2.(2)のとおり、対象期間を延長することがあります。）の間に在任する取締役に対して支給します。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、本招集通知P31の「事業報告 2.会社の現況 (3)会社役員の状況 ②取締役の報酬等」に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを予定しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために、また、上記目的を達成するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。なお、監査等委員会からは、本議案による報酬等の内容は相当であると判断したとの意見表明を受けております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる取締役は6名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拋出することにより設定する信託（2020年に設定済みです。以下、「本信託」といいます。）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取

締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づき取締役が当社株式の交付を受ける時期は、従前、退任時としておりましたが、本議案を原案のとおりご承認いただいた場合には、本株主総会後の期間における職務執行の対価として取締役に付与するポイント見合いの当社株式については、退任時ではなく、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則としてポイント付与日の同事業年度内）に交付したうえで、退任までの期間の譲渡制限を付けるものとします。

また、本議案による変更前の本制度に基づき取締役に付与済みのポイント見合いの当社株式については、退任時ではなく、本株主総会後、当社が別途定める時期に交付したうえで、退任までの期間の譲渡制限を付けるものとします。

|   |                                                     |                                         |
|---|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| ① | 本制度の対象者                                             | 当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）           |
| ② | 対象期間                                                | 本定時株主総会終結日の翌日から2030年6月の定時株主総会終結の日まで     |
| ③ | ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 合計金171百万円                               |
| ④ | 当社株式の取得方法                                           | 自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法 |
| ⑤ | ①の対象者に付与されるポイント総数の上限                                | 1事業年度あたり17,100ポイント                      |
| ⑥ | ポイント付与基準                                            | 役位等に応じたポイントを付与                          |
| ⑦ | ①の対象者に対する当社株式の交付時期                                  | 原則として在任時（ただし、退任までの譲渡制限を付する。）            |

## （2）当社が拠出する金銭の上限

当社は、本信託（設定済みです。）に係る信託期間を延長のうえで、本信託に対し、対象期間中に、変更後の本制度に基づき取締役に株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、上記(1)③の上限金額の範囲内の金額を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。（注1）



注1：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、第5号議案が承認可決された場合には、社外取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）に対しても同議案による株式報酬制度に基づき社外取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、対象期間終了後も、当社の取締役会の決議により、対象期間を約5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金34.2百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

### （3）取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

#### ① 取締役に對するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり17,100ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

#### ③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役は、下記3. の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、原則として信託期間中の毎事業年度（上記①のポイント付与の都度、原則として各ポイント付与日の同事業年度中に）、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。（注2）

なお、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

注2：上記(1)のとおり、本議案による変更前の本制度に基づき付与済みのポイントについて

は、かかるポイントを保有している取締役は、下記3.の譲渡制限契約を当社と締結すること、その他所定の手続きを経ることを条件として、当社が別途定める時期に、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託からかかるポイント見合いの当社株式の交付を受けます。

#### （４）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

#### （５）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

### ３．取締役が交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(3)①により付与されたポイント見合いとして交付される当社株式については、当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（各取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、退任以後に本制度に基づき当社株式を交付する場合には、譲渡制限を付さずに当社株式を交付します。

#### （１）譲渡制限期間

取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下、「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という。）。

取締役は本譲渡制限期間中、取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。

#### （２）本交付株式の無償取得

①取締役が上記（１）に違反して本交付株式の全部または一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

②取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、その該當時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

i)取締役が所定の刑罰に処せられた場合

ii)取締役が任期満了、定年または死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合

③ 取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、取締役に対して本



交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

i)取締役において、当社の事業と競業する業務に従事し、または競合する法人その他の団体の役員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）

ii)取締役において、法令、当社の内部規程または本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

iii)取締役の行為が当社の名誉を毀損し、あるいは当社に著しい損害を与えたと当社の取締役会が認めた場合

### （３）組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下、「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、上記にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとする。

i)当社が消滅会社となる合併契約：合併の効力発生日

ii)当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部または一部を当社の株主に交付する場合に限る。）：会社分割の効力発生日

iii)当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画：株式交換または株式移転の効力発生日

iv)株式の併合（当該株式の併合により取締役の有する本交付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。）：株式の併合の効力発生日

v)当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得：会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

vi)当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。）：会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

### （４）その他取締役会で定める事項

上記のほか、譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

## 第5号議案 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の導入の件

### 1. 提案の理由及び本議案を相当とする理由

第4号議案に記載のとおり、当社は、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、信託を用いた株式報酬制度を導入しております（なお、同議案をもって、当該株式報酬制度の変更をお願いしております。）。社外取締役についても、経営の監督のみならず中長期的な企業価値向上の視点から経営に対して助言を行うという役割に見合う報酬を支給することを目的として、社外取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、第4号議案記載のものと概ね同様のスキームによる株式報酬制度を導入いたしたく存じます。

なお、その詳細につきましては、下記の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本議案による報酬枠は、2016年6月28日開催の第65回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の限度額（年額500百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠とします。また、本制度に基づく報酬は、本定時株主総会終結日の翌日から2030年6月の定時株主総会終結の日までの約5年間（以下、「対象期間」といいます。ただし、下記2.(2)のとおり、対象期間を延長することがあります。）の間に在任する社外取締役に対して支給します。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、本招集通知P31の「事業報告 2.会社の現況 (3)会社役員の状況 ②取締役の報酬等」に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを予定しております。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために、また、上記目的を達成するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。なお、監査等委員会からは、本議案による報酬等の内容は相当であると判断したとの意見表明を受けております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、本制度の対象となる社外取締役は1名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。※）が当社の普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。詳細は下記のとおりです。

※第4号議案記載のとおり、当社は、2020年に社外取締役を除いた取締役を対象とする株式報酬制度を導入した際に、当該制度運用のために信託を設定しております。本制度は、当該信託と同じ信託を用いて運用しますので、「本信託」とは、当該信託と同じ信託を指します。

社外取締役に対しては、各ポイント付与日（原則として毎事業年度）以降、所定の期間内（原則と

してポイント付与日の同事業年度内)に交付したうえで、退任までの期間において譲渡制限を付けるものとします。

|   |                                                     |                                         |
|---|-----------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| ① | 本制度の対象者                                             | 当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）               |
| ② | 対象期間                                                | 本定時株主総会終結日の翌日から2030年6月の定時株主総会終結の日まで     |
| ③ | ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限 | 合計金8百万円                                 |
| ④ | 当社株式の取得方法                                           | 自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法 |
| ⑤ | ①の対象者に付与されるポイント総数の上限                                | 1事業年度あたり800ポイント                         |
| ⑥ | ポイント付与基準                                            | 役位等に応じたポイントを付与                          |
| ⑦ | ①の対象者に対する当社株式の交付時期                                  | 原則として在任時（ただし、退任までの譲渡制限を付する。）            |

## （2）当社が拠出する金銭の上限

当社は、本信託（設定済みです。）に係る信託期間を延長のうえで、本信託に対し、対象期間中に、本制度に基づき社外取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、上記（1）③の上限金額の範囲内の金額を社外取締役に対する報酬として拠出（本信託に追加信託）します。本信託は、当社が追加信託した金銭(上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託に残存している金銭を含みます。)を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分を受ける方法または取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により取得いたします。（注）

注：当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、第4号議案が承認可決された場合には、同議案による株式報酬制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金も併せて信託します。

なお、対象期間終了後も、当社の取締役会の決議により、対象期間を約5年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象

期間中に、本制度により社外取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金1.6百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加信託し、下記（３）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します（以降も同様とします。）。

### （３）社外取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

#### ① 社外取締役に對するポイントの付与方法及びその上限

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各社外取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が社外取締役に對して付与するポイントの総数は、１事業年度あたり800ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

社外取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、社外取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、１ポイントは当社株式１株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、１ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて合理的に調整されるものとします。

#### ③ 社外取締役に對する当社株式の交付

各社外取締役は、下記３．の譲渡制限契約を当社と締結することその他所定の手續を経ることを条件として、原則として信託期間中の毎事業年度（上記①のポイント付与の都度、原則として各ポイント付与の日の同事業年度中に）、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

なお、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭（当該換金額）を交付することがあります。

### （４）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社經營への中立性を確保することを企図しております。

### （５）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

### 3. 社外取締役に交付される当社株式に係る譲渡制限契約

上記2.(3)①により付与されたポイント見合いとして交付される当社株式については、当社と社外取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（各社外取締役は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の交付を受けるものとします。）。

ただし、退任以後に本制度に基づき当社株式を交付する場合には、譲渡制限を付さずに当社株式を交付します。

#### （1）譲渡制限期間

社外取締役は、本制度により交付を受けた株式（以下、「本交付株式」という。）につき、その交付を受けた日（複数回交付を受けた場合には各交付を受けた日）から退任する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本交付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という。）。

社外取締役は本譲渡制限期間中、社外取締役が既に保有している株式と分別して管理することを目的に、当社が指定する証券会社の口座にて本交付株式の管理を行うものとする。

#### （2）本交付株式の無償取得

①社外取締役が上記（1）に違反して本交付株式の全部または一部を譲渡、担保提供その他の方法で処分しようとしたときは、当社は、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

②社外取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、その該当時点をもち、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

i)社外取締役が所定の刑罰に処せられた場合

ii)社外取締役が任期満了、定年または死亡その他正当な理由以外の理由により退任した場合

③社外取締役が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、当社は、社外取締役に対して本交付株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点をもって、本交付株式の全部を当然に無償で取得する。

i)社外取締役において、当社の事業と競業する業務に従事し、または競合する法人その他の団体の役職員に就任したと当社の取締役会が認めた場合（ただし、当社の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。）

ii)社外取締役において、法令、当社の内部規程または本契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本交付株式を当社が無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合

iii)社外取締役の行為が当社の名誉を毀損し、あるいは当社に著しい損害を与えたと当社の取締役会が認めた場合



### (3) 組織再編等における取り扱い

本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下、「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、上記にかかわらず、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本交付株式についての本譲渡制限が解除されるものとする。

i)当社が消滅会社となる合併契約：合併の効力発生日

ii)当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部または一部を当社の株主に交付する場合に限る。）：会社分割の効力発生日

iii)当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画：株式交換または株式移転の効力発生日

iv)株式の併合（当該株式の併合により社外取締役の有する本交付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。）：株式の併合の効力発生日

v)当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得：会社法第171条第1項第3号に規定する取得日

vi)当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。）：会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

### (4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容とする。

以 上



# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中、個人消費やインバウンド需要など、景気はゆるやかな回復基調で推移しました。一方で、不安定な国際情勢や資源・エネルギー及び原材料価格の高騰、円安や物価上昇による国内景気への影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、公共事業の建設投資や大都市圏の再開発、倉庫や工場といった民間の設備投資など堅調に推移しているものの、資機材や労務費の高騰、建設従事者の不足などによる収益の伸び悩みが懸念されます。

こうした状況の中、当社グループは、中期経営計画「LIVZON DREAM 2030 1st half!」の3つの基本方針①基盤事業の深耕、②成長への投資、③経営基盤の整備を推進し、『コア事業の収益性改善』と『成長のための土台作り』を進めております。

この結果、当連結会計年度の受注高は前連結会計年度比4.0%増の636億1百万円となり、売上高は前連結会計年度比2.4%増の625億2百万円となりました。

次に利益面につきましては、営業利益は前連結会計年度比3.3%増の31億15百万円、経常利益は前連結会計年度比12.9%増の34億83百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比26.7%増の24億87百万円となりました。

当社グループは、主に設備工事業を営んでおり、国内においては当社及び温調エコシステム株式会社等が、海外においては米国及び中国等の各地域をALAKA'I MECHANICAL CORPORATION（米国）、大成温調建築工程（上海）有限公司（中国）及びその他の現地法人が、それぞれ担当しております。

現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、各地域において包括的な戦略を立案し、事業活動を行っております。

当社グループは主として設備工事業を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「米国」、「中国」及び「オーストラリア」の4つを報告セグメントとしております。

また、温調エコシステムズ株式会社においては設備工事事業のほか、冷暖房機器等の販売を事業として行っております。

報告セグメントの業績は次のとおりであります。

「日本」におきましては受注高は519億48百万円となり、売上高は473億86百万円、セグメント利益は24億85百万円となりました。

「米国」におきましては受注高は83億17百万円となり、売上高は123億41百万円、セグメント利益は5億29百万円となりました。

「中国」におきましては受注高は33億2百万円となり、売上高は27億41百万円、セグメント利益は1億29百万円となりました。

「オーストラリア」におきましては受注高は32百万円となり、売上高は32百万円、セグメント利益は6百万円となりました。

セグメント別受注高及び売上高の状況

(単位：百万円)

| セグメントの名称 |   | 第73期<br>(2024年3月期) |        | 第74期<br>(2025年3月期) |        |
|----------|---|--------------------|--------|--------------------|--------|
|          |   | 受注高                | 売上高    | 受注高                | 売上高    |
| 日        | 本 | 45,822             | 45,262 | 51,948             | 47,386 |
| 米        | 国 | 13,523             | 12,933 | 8,317              | 12,341 |
| 中        | 国 | 1,710              | 2,779  | 3,302              | 2,741  |
| オーストラリア  |   | 80                 | 80     | 32                 | 32     |
| 合        | 計 | 61,137             | 61,056 | 63,601             | 62,502 |

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

| 区 分             | 第71期<br>(2022年3月期) | 第72期<br>(2023年3月期) | 第73期<br>(2024年3月期) | 第74期<br>(当連結会計年度)<br>(2025年3月期) |
|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 受 注 高           | 51,346             | 56,421             | 61,137             | 63,601                          |
| 売 上 高           | 49,153             | 46,459             | 61,056             | 62,502                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 974                | 1,469              | 1,962              | 2,487                           |
| 1株当たり当期純利益      | 151円99銭            | 246円01銭            | 335円66銭            | 408円47銭                         |
| 総 資 産           | 40,228             | 41,175             | 45,770             | 46,411                          |
| 純 資 産           | 24,696             | 25,256             | 25,714             | 27,628                          |
| 1株当たり純資産        | 3,897円53銭          | 4,309円72銭          | 4,359円43銭          | 4,565円98銭                       |

- (注) 1. 当社は株式報酬制度を導入しております。当該株式報酬制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第74期の期首から適用しており、第73期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第74期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年3月31日現在）

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                               | 資 本 金      | 当 社 の<br>議 決 権 比 率 | 主 な 事 業 内 容       |
|-------------------------------------|------------|--------------------|-------------------|
| 温 調 エ コ シ ス テ ム ズ 株 式 会 社           | 20,000千円   | 100.0%             | 冷 暖 房 機 器 等 販 売 業 |
| ホ ラ イ ズ ン 5 株 式 会 社                 | 100,000千円  | 100.0%             | 投 資 事 業           |
| ウ ッ ド テ ッ ク 株 式 会 社                 | 45,000千円   | 100.0%<br>(100.0%) | 設 備 工 事 事 業       |
| ALAKA'I MECHANICAL CORPORATION      | 24千米ドル     | 100.0%             | 設 備 工 事 事 業       |
| 大成温調建築工程（上海）有限公司                    | 20,064千中国元 | 100.0%             | 建 築 ・ 設 備 工 事 事 業 |
| TAISEI ONCHO AUSTRALIA PTY. LIMITED | 2,052千豪ドル  | 100.0%             | 不 動 産 事 業         |
| NT AUSTRALIA PTY. LIMITED           | 2,200千豪ドル  | 100.0%             | 不 動 産 事 業         |

(注) 「当社の議決権比率」欄の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

#### (4) 対処すべき課題

建設業界におきましては、今後も建設投資は堅調に見込まれる一方で、資機材や労務費の高騰、建設従事者の不足、人材の高齢化、デジタル化やサステナビリティ分野における経営環境や事業環境は大きく変化しております。

これらの課題に対し、原価管理、工程管理及び品質管理の精度向上、働き方に対する社内制度の変革や社員の生産性向上に向けた意識改革を進めてまいります。

中長期的には「LIVZON DREAM 2030」で掲げた「総合たてものサービス企業」を目指すため、中期経営計画「LIVZON DREAM 2030 1st half!」を実行し、「1st half!」の目標である『コア事業の収益性改善』と『成長のための土台作り』を進めております。また、サステナビリティ分野においては、ESGを含めた重要な経営課題の解決に向けて取り組んでまいります。

なお「LIVZON DREAM 2030」や「LIVZON DREAM 2030 1st half!」、サステナビリティにつきましては、大成温調ウェブサイトをご参照ください。

株主の皆様におかれましては、当社グループの企業活動に引き続きご理解頂き、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

| 区 分         | 事 業 内 容                                 |
|-------------|-----------------------------------------|
| 設 備 工 事 事 業 | 冷暖房、給排水衛生、電気、恒温恒湿、除湿、熱交換、冷凍冷蔵等に関する設計・施工 |
| 不 動 産 事 業   | 業務用及び居住用の土地建物の賃貸                        |
| そ の 他 の 事 業 | 冷暖房機器等の販売、太陽光発電事業、その他                   |

(6) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

① 当 社

本 社 東京都品川区大井一丁目49番10号  
支 店 東北（仙台市） 関東（さいたま市）  
東関東（千葉市） 横浜（横浜市）  
名古屋（名古屋市） 大阪（大阪市）  
九州（福岡市）  
営 業 所 北海道（札幌市）、青森（青森市）、盛岡（盛岡市）、秋田（秋田市）、  
郡山（郡山市）、宇都宮（宇都宮市）、群馬（太田市）、  
我孫子（我孫子市）、千葉県南（鴨川市）、東都（荒川区）、  
江東（江東区）、多摩（立川市）、厚木（伊勢原市）、山梨（中央市）、  
静岡（静岡市）、三島（三島市）、滋賀（大津市）、京都（京都市）、  
神戸（神戸市）、奈良（奈良市）、和歌山（和歌山市）、  
広島（広島市）、四国（高松市）、沖縄（那覇市）

② 子 会 社

温調エコシステムズ株式会社  
東京都品川区大井一丁目49番10号  
ホライズン5株式会社  
東京都品川区大井一丁目49番10号  
ウッドテック株式会社  
千葉県印西市小林3990番地1  
ALAKA'I MECHANICAL CORPORATION  
アメリカ合衆国ハワイ州  
大成温調建築工程（上海）有限公司  
中華人民共和国上海市

TAISEI ONCHO AUSTRALIA PTY. LIMITED  
 オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州  
 NT AUSTRALIA PTY. LIMITED  
 オーストラリア連邦ニューサウスウェールズ州  
 TAISEI ONCHO VIETNAM HOLDINGS CO., LIMITED  
 ベトナム社会主義共和国ホーチミン市  
 TOP ENGINEERING VIETNAM COMPANY LIMITED  
 ベトナム社会主義共和国ホーチミン市

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人数        | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|-------------|
| 日本       | 640 (11) 名  | 10名減 (8名増)  |
| 米国       | 56 (186) 名  | 1名減 (30名減)  |
| 中国       | 88 (4) 名    | 3名増 (4名増)   |
| オーストラリア  | － (－) 名     | 増減なし        |
| 合計       | 784 (201) 名 | 8名減 (18名減)  |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数       | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------------|------------|-------|--------|
| 581 (11) 名 | 1名増 (10名増) | 42.6歳 | 17.4年  |

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

| 借入先          | 借入額      |
|--------------|----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 1,000百万円 |
| 株式会社三井住友銀行   | 900百万円   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 800百万円   |



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 27,500,000株
- ② 発行済株式の総数 6,882,487株
- ③ 株 主 数 6,842名
- ④ 大株主（上位11名）

| 株 主 名                           | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------------------|-------|---------|
| ア ク ア ウ エ ッ ジ (株)               | 993千株 | 16.3%   |
| 大 成 温 調 取 引 先 持 株 会             | 508   | 8.3     |
| 一 般 財 団 法 人 大 成 温 調 奨 学 財 団     | 334   | 5.5     |
| 大 成 温 調 従 業 員 持 株 会             | 157   | 2.6     |
| 水 谷 日 出 夫                       | 111   | 1.8     |
| 河 村 和 平                         | 89    | 1.5     |
| 東 テ ク (株)                       | 70    | 1.2     |
| (株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ） | 60    | 1.0     |
| 河 村 昌 平                         | 59    | 1.0     |
| 和 田 ふ み 子                       | 50    | 0.8     |
| (株) オ ー テ ッ ク                   | 50    | 0.8     |

(注) 上記のほかに自己株式（775,645株）を保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### ③その他新株予約権等に関する重要な事項

2021年3月26日開催の取締役会に基づき発行した新株予約権

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の総数                               | 12,000個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                     | 普通株式（単元株式数は100株です。）<br>1,200,000株（当初行使価額2,234円における株式数）                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の払込金額                             | 総額11,268千円（本新株予約権1個当たり939円）                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 新株予約権の払込期日                             | 2021年4月12日                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                 | 2,692,068千円（差引手取概算額：2,680,568千円）（注）<br>（内訳）<br>本新株予約権発行分 11,268千円<br>本新株予約権行使分 2,680,800千円<br>① 新株予約権1個あたり2,234円<br>（当初行使価額における発行株式数：1,200,000株）<br>② 新株予約権1個あたり2,122円<br>（下限行使価額における発行株式数：1,263,336株）                                                                                                                 |
| 新株予約権の行使価額                             | 当初行使価額 2,234円<br>2021年10月19日及び2022年10月19日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の10連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた金額。）（以下「修正日価額」という。）が、修正日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」とは、2,122円とする。 |
| 新株予約権の行使期間                             | 2021年4月19日～2026年4月19日                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 | 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金<br>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。<br>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項①記載の資本金等増加限度額から本項①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。                                                                   |
| 新株予約権の行使の条件                            | 本新株予約権の一部行使はできないものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 割当先                                    | AA Small Cap, L.P.                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

- （注） 1. 調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と、全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出された行使価額の合計額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。
2. 2021年10月19日において行使価額を2,122円に修正しております。
3. 第1回新株予約権の総数12,000個のうち、10,750個（1,131,738株）は権利行使済みとなります。

招集／通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況（2025年3月31日現在）

| 地 位                      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                       |
|--------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役<br>社 長 執 行 役 員 | 水 谷 憲 一   | 海外部門管掌                                                                                        |
| 取締役副社長執行役員               | 志 田 憲 彦   | コーポレート本部及び人財部門管掌                                                                              |
| 取締役専務執行役員                | 玉 置 雅 幸   | 工事部門管掌                                                                                        |
| 取締役専務執行役員                | 川 上 徹     | 営業部門及び営業本部管掌                                                                                  |
| 取締役常務執行役員                | 岡 田 浩 二   | 企画部門管掌 兼 総合企画本部長                                                                              |
| 取締役常務執行役員                | 富 岡 幸 光   | 技術部門及び業務改革管掌 兼 技術本部長                                                                          |
| 取 締 役                    | 大 江 太 人   | Fortec Architects株式会社 代表取締役社長CEO<br>株式会社TO 代表取締役<br>Biz Architects株式会社 取締役<br>Totsu株式会社 社外取締役 |
| 取締役（監査等委員・常勤）            | 今 井 康 之   |                                                                                               |
| 取締役（監査等委員）               | 大 久 保 和 正 | 医療法人鉄蕉会監事<br>学校法人鉄蕉館監事                                                                        |
| 取締役（監査等委員）               | 松 下 香 織   | 株式会社K&Lコンサルティング 代表取締役社長<br>株式会社ベルク社外取締役<br>ティ・エス テック株式会社社外取締役                                 |
| 取締役（監査等委員）               | 村 木 高 志   | 早川・村木経営法律事務所                                                                                  |

（注） 1. 取締役大江太人氏、取締役（監査等委員）大久保和正氏、取締役（監査等委員）松下香織氏及び取締役（監査等委員）村木高志氏は、社外取締役であります。

2. 取締役（監査等委員）今井康之氏、取締役（監査等委員）大久保和正氏、取締役（監査等委員）松下香織氏及び取締役（監査等委員）村木高志氏は、以下のとおり、経営管理、事業戦略、法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・取締役（監査等委員）今井康之氏は、長年にわたり営業業務に携わり、東海事業本部長、西日本支社長、海外事業本部長等の要職を歴任し、豊富な経験、実績を有しております。
- ・取締役（監査等委員）大久保和正氏は、財務省（旧大蔵省）の要職（中国財務局長等）及び大学教授（武蔵野大学経済学部教授等）を歴任しており、また、京都大学経済学博士及び桜美林大学経営学修士（大学アドミニストレーション）を取得しております。

- ・取締役（監査等委員）松下香織氏は、長年にわたりIT企業において、新規ビジネス及び企業提携戦略の企画・立案・実行等の要職を歴任され、独立後は、その豊富な経験を基に事業戦略・提携やダイバーシティ等の側面から様々な企業の支援を行っております。
  - ・取締役（監査等委員）村木高志氏は、弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために今井康之氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役である、取締役（監査等委員）大久保和正氏、取締役（監査等委員）松下香織氏及び取締役（監査等委員）村木高志氏を、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
5. 2025年4月1日付で取締役の地位及び担当を次の通り変更しております。

| 氏 名     | 新 役 職 及 び 担 当                      | 旧 役 職 及 び 担 当                   |
|---------|------------------------------------|---------------------------------|
| 志 田 憲 彦 | 取締役副社長執行役員<br>人財部門管掌               | 取締役副社長執行役員<br>コーポレート本部及び人財部門管掌  |
| 玉 置 雅 幸 | 取締役専務執行役員<br>コーポレート部門 兼 技術部門管掌     | 取締役専務執行役員<br>工事部門管掌             |
| 川 上 徹   | 取締役専務執行役員<br>企画部門管掌                | 取締役専務執行役員<br>営業部門及び営業本部管掌       |
| 岡 田 浩 二 | 取締役常務執行役員<br>営業部門管掌                | 取締役常務執行役員<br>企画部門管掌 兼 総合企画本部長   |
| 富 岡 幸 光 | 取締役常務執行役員<br>システム部門 兼 業務改革プロジェクト管掌 | 取締役常務執行役員<br>技術部門及び業務改革管掌兼技術本部長 |

#### 6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役等（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約は、被保険者である対象取締役が、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど一定の免責事項があります。また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## ② 取締役の報酬等

### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年1月12日開催の取締役会において取締役報酬規程を制定し、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### a. 報酬の内容

当社の取締役の報酬体系は、基本報酬、業績連動報酬等、非金銭報酬等で構成し、業績達成への意識づけ効果、長期的な企業価値向上に対する動機づけ及び株主との利益共有ができるように組み合わせております。

#### b. 基本報酬に関する方針

職位に応じた適切な職務遂行を動機づけるための固定報酬であり、ベンチマーク（当社と同水準の売上規模かつ同水準の時価総額規模）企業群との比較により決定いたしました。

#### c. 業績連動報酬等に関する方針

事業年度ごとの業績目標の達成に向けて動機づけを強化するための変動報酬であり、会社業績を反映できるように下記のような業績連動報酬にしております。

- ・個人別の業績連動報酬＝職位別支給原資×営業利益達成率
- ・ガバナンスの観点から営業利益達成率の上限を200%、下限を0%と設定しております。

#### d. 非金銭報酬等に関する方針

長期的な目線で企業価値・株主価値の向上を動機づけて株主との利益を共有するための株式報酬であり、株式交付信託による株式給付制度による株式交付を採用しております。

#### e. 監査等委員である取締役の報酬に関する方針

監査等委員である取締役は経営監督の役割を担い、かつ業績責任を負わないことから基本報酬のみを支給し、その報酬は監査等委員会規程に基づき、監査等委員である取締役の協議によって定めております。

#### f. 報酬決定と支払に関する方針

基本報酬は取締役報酬規程に従って月棒として支払うものとし、業績連動報酬は報酬委員会の審議を経て取締役会の決議により毎年6月に支払います。

# □. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役 員 区 分                     | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額 (千円)     |               |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|---------------|---------------|-----------------------|
|                             |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等       | 非金銭報酬等        |                       |
| 取締役（監査等委員を除く。）<br>（うち社外取締役） | 198,942<br>(8,400)  | 128,670<br>(8,400)  | 56,883<br>(-) | 13,389<br>(-) | 8<br>(1)              |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）     | 37,800<br>(22,800)  | 37,800<br>(22,800)  | -<br>(-)      | -<br>(-)      | 6<br>(4)              |
| 合 計<br>（うち社外取締役）            | 236,742<br>(31,200) | 166,470<br>(31,200) | 56,883<br>(-) | 13,389<br>(-) | 14<br>(5)             |

- (注) 1. 上表には、2024年6月25日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。また、取締役今井康之氏は、2024年6月25日をもって取締役（監査等委員）に就任したため、対象となる役員の員数及び総額については取締役在任期間は取締役（監査等委員を除く）に、取締役（監査等委員）在任期間は取締役（監査等委員）に、それぞれ含まれております。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標として、当社において重要視している営業利益を選択しております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、職位等に応じたポイントとして付与しております。当事業年度における株式報酬に係る計上額は、取締役7名（監査等委員を除く）に対して13,389千円です。
4. 監査等委員である取締役を除く取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第65回定時株主総会において年額500百万円以内と決議頂いております（ただし、使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役を除く取締役の員数は、7名（うち社外取締役1名）であります。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第65回定時株主総会において年額50百万円以内と決議頂いております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名（うち社外取締役3名）であります。
6. 株式報酬は、2020年6月29日開催の第69回定時株主総会において、取締役6名に対して年額15,000千円以内（監査等委員を除く）を付与するものと決議頂いております。

## ③ 社外役員等に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・社外取締役大江太人氏は、Fortec Architects株式会社の代表取締役社長CEO、株式会社TO代表取締役及びBiz Architects株式会社取締役、Totsu株式会社社外取締役であります。上記4社と当社の間には特別な関係はありません。

・社外取締役大久保和正氏は、医療法人鉄蕉会及び学校法人鉄蕉館の監事であります。医療法人鉄蕉会との間には取引関係がありますが、その取引額は、当事業年度における当社の単体売上高の1%未満です。学校法人鉄蕉館と当社の間には特別な関係はありません。

・社外取締役松下香織氏は、株式会社K&Lコンサルティングの代表取締役社長及び株式会社ベルフ社外取締役、テイ・エス テック株式会社社外取締役であります。上記3社と当社の間には特別な関係はありません。なお、松下香織氏は、2025年5月22日に株式会社ベルフの社外取締役を退任しております。



・社外取締役村木高志氏は、早川・村木経営法律事務所のパートナー弁護士を兼務しております。当社と兼職先である早川・村木経営法律事務所との間には、法律コンサルティング契約に基づく取引があります。

□. 当事業年度における主な活動状況

|                                 | 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>大 江 太 人                | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、監査等委員でない取締役として出席いたしました。取締役会においては、建設業界における設計及びPM業務や、生産性改善や働き方改革等のコンサルティング業務により培われた経験に基づき意見を述べるなど、取締役会機能の強化に貢献しております。                                                                                                                                                                                    |
| 取 締 役（ 監 査 等 委 員 ）<br>大 久 保 和 正 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、監査等委員会14回の全てに、監査等委員として出席いたしました。取締役会においては、長年の財務省（旧大蔵省）及び大学教授勤務により培われた経験に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、監督機能を発揮しております。<br>また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換など専門的な見地から適宜、必要な助言・発言を行っております。<br>併せて指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会7回、報酬委員会8回の全てに出席し、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。 |

|                       | 活 動 状 況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>松 下 香 織 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、監査等委員会14回の全てに、監査等委員として出席いたしました。取締役会においては、長年のIT企業勤務、企業コンサルタント職務により培われた経験に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、監督機能を発揮しております。</p> <p>また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換など専門的な見地から適宜、必要な助言・発言を行っております。</p> <p>併せて指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された指名委員会7回、報酬委員会8回の全てに出席し、客観的、中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。</p> |
| 取締役（監査等委員）<br>村 木 高 志 | <p>取締役村木高志氏は、2024年6月25日開催の第73回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。同氏の就任後に開催された取締役会11回の全て、監査等委員会10回の全てに、監査等委員として出席いたしました。取締役会においては、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行い、監督機能を発揮しております。</p> <p>また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換など専門的な見地から適宜、必要な助言・発言を行っております。</p>                                                      |

#### ハ．責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名 称 太陽有限責任監査法人

#### ② 報 酬 等 の 額

|                                     | 支 払 額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 46,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 48,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンフォートレターの作成を委託し、その対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3カ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

## 内部統制システム構築に関する基本方針

1. 当社及び当社子会社（以下、当社グループという）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社グループは、企業の社会的責任を果たすために行動憲章を制定し、役職員等が遵守すべき規範として企業倫理規程及びコンプライアンス管理規程を定める。
  - (2) 当社グループは、内部通報制度規程を定め、内部通報による不正行為等の早期発見及び是正を図るとともに、通報者の保護を行う。
  - (3) 当社グループの取締役は、コンプライアンス体制の確立が経営の根幹であることを深く自覚し、率先して誠実に行動憲章、企業倫理規程等を遵守する。また、内部統制委員会を設置し法令等遵守体制を整備し、役職員等への遵法意識の浸透及び定着を図る。
2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 当社グループは、取締役会議事録、稟議書等、取締役の職務の執行にかかる情報については、文書管理規程及び情報管理諸規程に従い保管、管理する。
  - (2) 上記の文書管理規程及び情報管理諸規程については、業務の適正を確保するための体制の整備の観点より見直し、必要な改訂を行う。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社グループは、危機発生への速やかな対応を図るため、経営危機管理規程、リスク管理規程、その他関連規程を定め、グループ全体の危機管理体制を整備する。
  - (2) 品質、安全、環境、コンプライアンス、損益等の主なリスクに対応するため、社内横断的な内部統制委員会を設置し、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備する。
4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催し、また必要に応じて随時開催することにより、重要事項の決定及び業務の執行の監督を行う。
  - (2) 業務執行機能の責任と権限を明確にするために執行役員制度を導入し、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図る。
  - (3) 代表取締役社長執行役員の指名する者をもって構成する経営会議を設置し、当社グループ全体の経営方針、重要課題、対処すべき事業等のリスクについて審議を行い、迅速な意思決定を行うための体制を整える。
  - (4) 取締役会規程、職務権限規程、その他関連規程により、取締役の合理的な業務分掌、チェック機能を備えた権限、意思決定及び指揮命令システムを整備する。また、子会社においてもこれに準拠した体制を構築する。

## 5. 当社子会社の取締役等の職務執行にかかる事項の当社への報告に関する事項

- (1) 当社子会社については、国内関係会社管理規程、海外関係会社管理規程により、自社の事業の経過、財産の状況その他重要な事項について、当社へ定期的に報告する体制を構築する。
- (2) 子会社等のリスク情報の有無を監査するため内部監査室を中心とした、定期的な監査を実施する体制を構築する。監査の結果、子会社等に損失の危険の発生を確認した場合には、ただちに取締役、監査等委員会、その他担当部署に報告される体制を構築する。

## 6. 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項

当社は監査等委員会が監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人を求めた場合には、必要な取締役及び使用人を配置する。

## 7. 前項の取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 前項の使用人の任命及び人事に関しては、監査等委員会の承認を必要とする。
- (2) 当該使用人は、他部門の使用人を兼務することができず、その指揮命令系統は監査等委員会とする。

## 8. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 監査等委員会が内部統制の実施状況を監査するため、当社グループの役職員等から、いつでも報告を受けることができる体制を整備する。また、内部通報制度により役職員等の法令等違反行為を監査等委員会に報告する体制とする。
- (2) 当社コンプライアンス担当役員は、当社監査等委員会に内部通報の状況等について報告する。
- (3) 当社グループは、上記の報告を行った役職員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

## 9. 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかる方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

## 10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会が選定する監査等委員が、取締役会、その他重要な会議に出席する等、代表取締役社長執行役員及び取締役ならびに執行役員等と定期的に意見交換を行う場を確保する。



- (2) 監査等委員会は、代表取締役社長執行役員等と協議の上、特定の事項について、内部監査室、コーポレート本部その他の各部門に監査の協力を求めることができる体制を整備する。

## 11. 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当社グループは、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断し、それらの活動を助長させたり、経済的利益を含む一切の利益を供与することに荷担しないことを基本方針とする。

役職員等に「反社会的勢力との対応要領」を明文化し周知徹底を行う。また取引先等の契約書に反社会的勢力排除条項を加え、反社会的勢力との関係を遮断する。

### (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 当連結会計年度において、取締役会を15回開催し、法令に定められた事項や予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、また、業務執行を行う取締役から職務の執行状況等について適宜報告いたしました。
- ② 当連結会計年度において、監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、また個々の監査等委員である取締役が取締役会、経営会議等の重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査を通じて把握した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行状況、法令等の遵守状況について報告いたしました。
- ③ 川上専務執行役員を委員長とする内部統制委員会を6回開催し、同委員会の分科会より報告を受け、取締役会への報告事項を審議するとともに、全社の各部門に対して「不正リスクチェックリスト 兼 不正に関する宣誓書」の提出を求め、各部門のコンプライアンスの遵守状況を確認いたしました。
- ④ 各部門へ「災害対応ファイル」を配布し、災害時における連絡体制及び初動体制の確認を行ないました。  
また災害時における全社一斉の連絡・報告訓練及び安否確認システムの訓練を実施いたしました。
- ⑤ 取締役を対象に、コーポレートガバナンス・コードで求められている外部機関ツールを活用した実効性の自己評価及びトレーニングを実施いたしました。

### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社グループの中長期的な成長へ向けた事業展開、経営基盤の強化等を図りながら、株主への長期的かつ安定的な利益還元を重要な経営課題と考え、DOE（連結純資産配当率）3%を目処とする配当方針を定めております（2025年5月13日付開示文書「株主配当方針および株主優待制度の改定に関するお知らせ」にありますように、2026年3月期より株主配当方針をDOE3.8%に改定いたします。）。

- (注) 本事業報告の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については四捨五入しております。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部                 |            |
| 流 動 資 産           | 30,613,983 | 流 動 負 債                 | 18,243,713 |
| 現 金 及 び 預 金       | 12,842,783 | 支払手形及び工事未払金等            | 6,237,918  |
| 受取手形及び完成工事未収入金等   | 14,720,932 | 電 子 記 録 債 務             | 1,847,391  |
| 電 子 記 録 債 権       | 2,223,807  | 短 期 借 入 金               | 2,700,000  |
| 未 成 工 事 支 出 金     | 342,777    | 未 払 法 人 税 等             | 801,413    |
| 商 品               | 16,602     | 未 成 工 事 受 入 金           | 3,802,383  |
| 原 材 料             | 165,941    | 賞 与 引 当 金               | 684,594    |
| そ の 他             | 441,511    | 完 成 工 事 補 償 引 当 金       | 68,466     |
| 貸 倒 引 当 金         | △140,372   | 工 事 損 失 引 当 金           | 17,031     |
| 固 定 資 産           | 15,797,025 | 損 害 補 償 損 失 引 当 金       | 513,000    |
| 有 形 固 定 資 産       | 7,210,340  | そ の 他                   | 1,571,514  |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 1,821,449  | 固 定 負 債                 | 538,340    |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 392,304    | 繰 延 税 金 負 債             | 326,035    |
| 土 地               | 4,509,726  | そ の 他                   | 212,305    |
| 建 設 仮 勘 定         | 370,791    | 負 債 合 計                 | 18,782,053 |
| そ の 他             | 116,068    | 純 資 産 の 部               |            |
| 無 形 固 定 資 産       | 2,549,176  | 株 主 資 本                 | 24,480,564 |
| の れ ん             | 1,158,711  | 資 本 金                   | 5,195,057  |
| 顧 客 関 連 資 産       | 674,174    | 資 本 剰 余 金               | 5,086,553  |
| そ の 他             | 716,290    | 利 益 剰 余 金               | 17,458,136 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 6,037,509  | 自 己 株 式                 | △3,259,183 |
| 投 資 有 価 証 券       | 3,878,822  | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   | 3,147,217  |
| 長 期 貸 付 金         | 11,422     | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,193,620  |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 458,474    | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 1,773,770  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 63,869     | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 179,827    |
| そ の 他             | 1,821,081  | 新 株 予 約 権               | 1,173      |
| 貸 倒 引 当 金         | △196,161   | 純 資 産 合 計               | 27,628,955 |
| 資 産 合 計           | 46,411,009 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 46,411,009 |

招 集 ( 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類 / 計 算 書 類

監 査 報 告

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金                                             | 額          |
|-----------------|-----------------------------------------------|------------|
| 売上高             | 60,337,277                                    | 62,502,203 |
| 売上高価            | 2,164,925                                     |            |
| 売上原価            | 51,460,445                                    | 53,407,456 |
| 売上原価            | 1,947,011                                     |            |
| 総利益             | 8,876,832                                     | 9,094,746  |
| 総利益             | 217,913                                       |            |
| 営業外収益           | 195,702<br>166,549<br>139,253<br>34,074       | 535,579    |
| 営業外収益           |                                               |            |
| 営業外収益           |                                               |            |
| 営業外収益           |                                               |            |
| 営業外収益           |                                               |            |
| 営業外費用           | 12,779<br>60,489<br>66,191<br>19,377<br>8,332 | 167,171    |
| 営業外費用           |                                               |            |
| 営業外費用           |                                               |            |
| 営業外費用           |                                               |            |
| 営業外費用           |                                               |            |
| 特別利益            | 455,188<br>13,925<br>18,083                   | 487,197    |
| 特別利益            |                                               |            |
| 特別利益            |                                               |            |
| 特別損失            | 67,336<br>513,000                             | 580,336    |
| 特別損失            |                                               |            |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,056,732                                     | 3,390,668  |
| 法人税、住民税及び事業税    | △153,465                                      | 903,267    |
| 当期純利益           |                                               | 2,487,400  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |                                               | 2,487,400  |

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |            |            |             |
|--------------------------|-----------|-----------|------------|------------|-------------|
|                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高              | 5,195,057 | 5,541,951 | 16,566,231 | △3,768,329 | 23,534,911  |
| 当連結会計年度変動額               |           |           |            |            |             |
| 剰余金の配当                   |           |           | △1,169,449 |            | △1,169,449  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |           |           | 2,487,400  |            | 2,487,400   |
| 自己株式の取得                  |           |           |            | △1,546,117 | △1,546,117  |
| 自己株式の処分                  |           | △881,444  |            | 2,055,263  | 1,173,819   |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替         |           | 426,045   | △426,045   |            | －           |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |           |           |            |            |             |
| 当連結会計年度変動額合計             | －         | △455,398  | 891,905    | 509,145    | 945,652     |
| 当連結会計年度末残高               | 5,195,057 | 5,086,553 | 17,458,136 | △3,259,183 | 24,480,564  |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |           |              |               | 新株予約権  | 純資産合計      |
|--------------------------|-----------------------|-----------|--------------|---------------|--------|------------|
|                          | その他有価証券評価差額金          | 為替換算調整勘定  | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |        |            |
| 当連結会計年度期首残高              | 990,768               | 1,159,429 | 23,833       | 2,174,031     | 5,634  | 25,714,576 |
| 当連結会計年度変動額               |                       |           |              |               |        |            |
| 剰余金の配当                   |                       |           |              |               |        | △1,169,449 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |                       |           |              |               |        | 2,487,400  |
| 自己株式の取得                  |                       |           |              |               |        | △1,546,117 |
| 自己株式の処分                  |                       |           |              |               |        | 1,173,819  |
| 利益剰余金から資本剰余金への振替         |                       |           |              |               |        | －          |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 202,851               | 614,341   | 155,993      | 973,186       | △4,460 | 968,726    |
| 当連結会計年度変動額合計             | 202,851               | 614,341   | 155,993      | 973,186       | △4,460 | 1,914,379  |
| 当連結会計年度末残高               | 1,193,620             | 1,773,770 | 179,827      | 3,147,217     | 1,173  | 27,628,955 |

招集／通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監査報告

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7 社
- ・連結子会社の名称 温調エコシステムズ株式会社  
ホライズン5株式会社  
ウッドテック株式会社  
ALAKA'I MECHANICAL CORPORATION  
大成温調建築工程（上海）有限公司  
TAISEI ONCHO AUSTRALIA PTY. LIMITED  
NT AUSTRALIA PTY. LIMITED
- ・連結の範囲の変更 前連結会計年度において連結子会社でありました、ぺんぎんアソシエイツ株式会社は清算したため、連結の範囲から除いております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 TAISEI ONCHO VIETNAM HOLDINGS CO., LIMITED  
TOP ENGINEERING VIETNAM COMPANY LIMITED
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1 社
- ・会社等の名称 SEAREFICO CORPORATION

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数 3 社
- ・会社等の名称 TAISEI ONCHO VIETNAM HOLDINGS CO., LIMITED  
TOP ENGINEERING VIETNAM COMPANY LIMITED  
株式会社スキルアカデミー

・持分法を適用しない理由

非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、国内連結子会社2社（ホライズン5株式会社、ウッドテック株式会社）、在外連結子会社及び持分法適用関連会社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、それぞれの決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引について連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の国内連結子会社の決算日は、連結決算日と同一であります。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ 時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・商品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

また、在外連結子会社は先入先出法による低価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は、建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。



- また、在外連結子会社は主に定額法を採用しております。
- なお、当社及び国内連結子会社における耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- 当社及び連結子会社は定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（１４年）に基づく定額法を採用しております。
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- . 無形固定資産  
（リース資産を除く）
- ハ. リース資産
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金
- 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- また、在外連結子会社は特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
- . 賞与引当金
- 従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 完成工事補償引当金
- 完成工事に係る契約不適合責任に基づき要する費用に備えるため、見積補償額を計上しております。
- 二. 工事損失引当金
- 受注工事の将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見積額を計上しております。
- ホ. 損害補償損失引当金
- 将来の損害補償損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社グループは、以下の５ステップを適用することにより収益を認識しております。
- ステップ１：顧客との契約を識別する
- ステップ２：契約における履行義務を識別する
- ステップ３：取引価格を算定する
- ステップ４：取引価格を契約における履行義務へ配分する
- ステップ５：履行義務を充足した時点でまたは充足するにつれて収益を認識する

収益は顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、財またはサービスに対する支配を顧客に移転した時点で収益を認識しております。

・ 工事契約

当社グループは、工事契約に関して、期間がごく短い工事を除き、工事原価総額を見積り、履行義務の充足に係る進捗度を算出し、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり完成工事高を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の算出方法は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、予想される工事原価総額に対する発生原価の割合(インプット法)によっております。ただし、進捗度を合理的に見積ることができないものであって発生した原価を回収することが見込まれるものについては原価回収基準にて完成工事高を認識しております。

また、一時点で充足される履行義務は、引渡時に売上高を認識することとしております。

取引価格及び履行義務の対価の支払条件は、工事契約により決定されており、通常、工事引渡と同時期に請負代金の支払いを受けております。変動対価等を含む収益の額に重要性はなく、履行義務の対価に重大な金融要素を含んでおりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債及び  
退職給付に係る資産の  
計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債、年金資産の額が退職給付債務を超過している額を退職給付に係る資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. のれんの償却方法及び  
償却期間

のれんについては、効果の及ぶ期間（13年）に基づく定額法を採用しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度    |
|---------------------|------------|
| 一定の期間にわたり認識される完成工事高 | 52,674,089 |
| 繰延税金資産              | 63,869     |

### (2) 会計上の見積りの内容に関する情報

#### ① 一定の期間にわたり認識される完成工事高

当社グループは、工事契約に関して、期間がごく短い工事を除き、工事原価総額を見積り、履行義務の充足に係る進捗度を算出し、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり完成工事高を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の算出方法は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、予想される工事原価総額に対する発生原価の割合(インプット法)によっております。

進捗度の算出の基礎となる工事原価総額は、工事初期段階において見積もっていますが、会社方針に基づいて適宜見直しを実施しています。しかし、建設資材価格及び外注価格の高騰、手直し等による追加工事の発生、市況変化等工事着工後の状況の変化により見積りの前提が大きく変動した場合は、今後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に関して評価性引当額を計上しています。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しています。将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、回収懸念額の見直しを行い繰延税金資産の修正を行いますので、今後の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産

##### ① 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 306,201千円 |
| 土地 | 189,922千円 |
| 計  | 496,123千円 |

|                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| ② 上記の他、営業保証として担保に供しているもの<br>その他 | 10,000千円 |
|---------------------------------|----------|

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 4,318,063千円 |
|--------------------|-------------|

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 6,882,487株    | －株           | －株           | 6,882,487株   |

##### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 985,165株      | 370,950株     | 524,414株     | 831,701株     |

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、信託が保有する自社の株式がそれぞれ、38,600株、56,056株含まれております。

2. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得350,000株、信託による取得20,900株及び単元未満株式の買取り50株によるものであり、数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の売却520,970株及び信託による給付3,444株によるものであります。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日       |
|----------------------|-------|-----------|----------|------------|-------------|
| 2024年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 759,798千円 | 128円     | 2024年3月31日 | 2024年6月26日  |
| 2024年11月12日<br>取締役会  | 普通株式  | 409,651千円 | 66円      | 2024年9月30日 | 2024年12月12日 |

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額    | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------|----------|------------|------------|
| 2025年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 403,051千円 | 66円      | 2025年3月31日 | 2025年6月25日 |

##### (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

|      |          |
|------|----------|
| 普通株式 | 131,598株 |
|------|----------|

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を主とし、銀行等金融機関からの借り入れにより必要に応じ資金を調達しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定等に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

また、デリバティブを組み込んだ複合金融商品は、信用リスクに晒されておりますが、社内管理規程に従い、格付の高い発行体が発行する有価証券のみを運用対象としているため、信用リスクは僅少であります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当連結会計年度末日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

|                  | 連結貸借対照表<br>計上額（※1） | 時価（※1）    | 差額      |
|------------------|--------------------|-----------|---------|
| (1) 有価証券及び投資有価証券 |                    |           |         |
| 関係会社株式           | 228,642            | 535,276   | 306,633 |
| その他の有価証券         | 3,107,604          | 3,107,604 | —       |
| (2) 長期貸付金        | 11,422             |           |         |
| 貸倒引当金（※2）        | △2,100             |           |         |
|                  | 9,322              | 9,229     | △93     |

（※1）「現金及び預金」、「受取手形及び完成工事未収入金等」、「電子記録債権」、「支払手形及び工事未払金等」及び「電子記録債務」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※3）市場価格のない株式等は、「（1）有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| 区分                 | 当連結会計年度 |
|--------------------|---------|
| 関係会社株式<br>非上場株式    | 364,702 |
| その他の有価証券<br>非上場株式等 | 177,872 |

## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

## ①時価をもって連結貸借対照表計上とする金融資産及び負債

(単位：千円)

| 区分           | 時価        |         |      |           |
|--------------|-----------|---------|------|-----------|
|              | レベル1      | レベル2    | レベル3 | 合計        |
| 有価証券及び投資有価証券 |           |         |      |           |
| その他の有価証券     |           |         |      |           |
| 株式           | 2,739,186 | －       | －    | 2,739,186 |
| 社債その他の債券     | －         | 368,417 | －    | 368,417   |
| 合計           | 2,739,186 | 368,417 | －    | 3,107,604 |

## ② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

| 区分           | 時価      |       |      |         |
|--------------|---------|-------|------|---------|
|              | レベル1    | レベル2  | レベル3 | 合計      |
| 有価証券及び投資有価証券 |         |       |      |         |
| 関係会社株式       | 535,276 | －     | －    | 535,276 |
| 長期貸付金        | －       | 9,229 | －    | 9,229   |
| 合計           | 535,276 | 9,229 | －    | 544,505 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は関係会社株式、株式及び社債その他の債券であります。関係会社株式及び上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している社債その他の債券は、活発な市場における相場価格と認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 長期貸付金

長期貸付金は、一定期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の建物（土地を含む）や賃貸用住宅を有しております。2025年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は60,914千円（賃貸収益はその他売上高、賃貸費用はその他売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当該増減額及び時価は、次のとおりであります。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

| 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 |            |            | 当連結会計年度末の時価 |
|---------------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高         | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |             |
| 583,321             | △228,151   | 355,170    | 1,040,449   |

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額は、売却及び減価償却による減少額であります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額に基づく金額であり、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等を時価としております。



## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

|                     | 報告セグメント    |            |           |         | その他 | 合計         | 調整額 | 連結計算書類<br>計上額 |
|---------------------|------------|------------|-----------|---------|-----|------------|-----|---------------|
|                     | 日本         | 米国         | 中国        | オーストラリア |     |            |     |               |
| 売上高                 |            |            |           |         |     |            |     |               |
| 一時点で移転される財          | 9,077,129  | －          | －         | －       | －   | 9,077,129  | －   | 9,077,129     |
| 一定の期間にわたり<br>移転される財 | 38,221,815 | 12,341,856 | 2,741,557 | －       | －   | 53,305,228 | －   | 53,305,228    |
| 顧客との契約から<br>生じる収益   | 47,298,944 | 12,341,856 | 2,741,557 | －       | －   | 62,382,358 | －   | 62,382,358    |
| その他の収益              | 87,436     | －          | －         | 32,407  | －   | 119,844    | －   | 119,844       |
| 外部顧客への売上高           | 47,386,381 | 12,341,856 | 2,741,557 | 32,407  | －   | 62,502,203 | －   | 62,502,203    |

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4)会計方針に関する事項④」に記載しているため、記載を省略しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりです。

(単位：千円)

|               | 当連結会計年度   |
|---------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 7,984,949 |
| 契約資産          | 8,959,790 |
| 契約負債          | 3,802,383 |

#### (注) 1. 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権は、請負工事契約において顧客への引渡しを完了した時点で契約資産から債権へ変更しております。顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表において受取手形・完成工事未収入金等及び電子記録債権に含めております。

## 2. 契約資産

契約資産は、請負工事契約における履行義務の充足に基づいて認識される権利です。工事の進捗度に応じて契約資産を認識し、顧客による検収、顧客への引渡しを完了した時点で顧客との契約から生じた債権に含めております。契約資産は、連結貸借対照表において受取手形・完成工事未収入金等に含めております。

## 3. 契約負債

契約負債は、請負工事契約における履行義務の充足に先立って受領した対価であり、履行義務を充足した時点で収益に振り替えられます。契約負債は、連結貸借対照表において未成工事受入金に含めております。

## 4. 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は3,982,361千円であります。

### ② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|      | 当連結会計年度    |
|------|------------|
| 1年以内 | 41,211,483 |
| 1年超  | 13,933,787 |
| 合計   | 55,145,271 |

## 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 4,565円98銭

(2) 1株当たり当期純利益 408円47銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上、株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。  
また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(新株予約権の行使)

当連結会計年度末後、当社が2021年4月12日に発行した第1回新株予約権の権利行使が行われております。2025年4月1日から2025年5月21日までの当該新株予約権の行使の概要は以下のとおりであります。

1. 行使された新株予約権の個数  
1,250個
2. 交付する自己株式数  
131,598株
3. 行使価額の総額  
279,250千円

## 11. その他の注記

(減損損失に関する注記)

当連結会計年度において、太陽光発電事業の一部におきまして収益性が悪化したため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に減損損失として計上しました。その内訳は、機械装置67,336千円であります。

(損害補償損失引当金繰入額に関する注記)

当連結会計年度において、当社が施工し、過年度に顧客に引き渡した工事物件において不具合が発生したため、当該工事物件に係る調査費、現場管理費、補強工事費等の各種費用を見積り、特別損失に損害補償損失引当金繰入額として513,000千円を計上しました。

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目          | 金 額        |
|-----------|------------|--------------|------------|
| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部      |            |
| 流動資産      | 21,878,565 | 流動負債         | 13,437,325 |
| 現金及び預金    | 8,233,687  | 支払手形         | 28,477     |
| 受取手形      | 52,727     | 電子記録債権       | 1,849,292  |
| 電子記録債権    | 2,113,059  | 工事未払金        | 4,126,206  |
| 完成工事未収入金  | 10,921,367 | 短期借入金        | 2,700,000  |
| 売掛金       | 3,226      | リース債権        | 16,843     |
| 未成工事支出金   | 302,037    | 未払金          | 149,559    |
| 原材料       | 4,635      | 未払法人税等       | 552,863    |
| 前払費用      | 53,570     | 未払費用         | 290,547    |
| 未収入金      | 34,940     | 未成工事受入金      | 2,263,492  |
| 未払消費税等    | 134,801    | 前受り金         | 7,727      |
| 立替金       | 1,893      | 預り金          | 91,368     |
| その他金      | 25,667     | 賞与引当金        | 664,161    |
| 貸倒引当金     | △3,049     | 完成工事補償引当金    | 67,225     |
| 固定資産      | 15,497,531 | 工事損失引当金      | 16,782     |
| 有形固定資産    | 2,267,313  | 損害補償損失引当金    | 513,000    |
| 建物        | 693,448    | その他の他        | 99,777     |
| 構築物       | 9,711      | 固定負債         | 109,845    |
| 機械装置      | 100,652    | リース債権        | 22,306     |
| 車両運搬具     | 0          | 預り保証金        | 20,819     |
| 工具器具備品    | 33,677     | その他の他        | 66,719     |
| 土地        | 1,394,031  | 負債合計         | 13,547,171 |
| リース資産     | 24,621     | 純資産の部        |            |
| 建設仮勘定     | 11,170     | 株主資本         | 22,639,621 |
| 無形固定資産    | 671,745    | 資本金          | 5,195,057  |
| ソフトウェア    | 211,774    | 資本剰余金        | 5,086,553  |
| ソフトウェア仮勘定 | 419,575    | 資本準備金        | 5,086,553  |
| リース資産     | 10,911     | 利益剰余金        | 15,617,194 |
| その他の資産    | 29,484     | 利益準備金        | 436,826    |
| 投資その他の資産  | 12,558,472 | その他の利益剰余金    | 15,180,368 |
| 投資有価証券    | 3,251,771  | 別途積立金        | 6,452,283  |
| 関係会社株     | 5,331,091  | 繰越利益剰余金      | 8,728,085  |
| 長期貸付金     | 2,120,847  | 自己株式         | △3,259,183 |
| 前払年金費用    | 198,203    | 評価・換算差額等     | 1,188,130  |
| 差入保証金     | 460,182    | その他有価証券評価差額金 | 1,188,130  |
| 繰延税金資産    | 71,858     | 新株予約権        | 1,173      |
| その他の他金    | 1,318,506  | 純資産合計        | 23,828,925 |
| 貸倒引当金     | △193,989   | 負債・純資産合計     | 37,376,096 |
| 資産合計      | 37,376,096 |              |            |

(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類／計算書類

監查報告

# 株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

|                                       | 株 主 資 本   |           |                |              |           |           |                  |              |
|---------------------------------------|-----------|-----------|----------------|--------------|-----------|-----------|------------------|--------------|
|                                       | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |              | 利 益 剰 余 金 |           |                  |              |
|                                       |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金  |                  | 利益剰余金<br>合 計 |
|                                       |           |           |                |              |           | 別途積立金     | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |              |
| 当 期 首 残 高                             | 5,195,057 | 5,086,553 | 455,398        | 5,541,951    | 436,826   | 6,452,283 | 8,307,257        | 15,196,366   |
| 当 期 変 動 額                             |           |           |                |              |           |           |                  |              |
| 剰余金の配当                                |           |           |                |              |           |           | △1,169,449       | △1,169,449   |
| 当 期 純 利 益                             |           |           |                |              |           |           | 2,016,323        | 2,016,323    |
| 自己株式の取得                               |           |           |                |              |           |           |                  |              |
| 自己株式の処分                               |           |           | △881,444       | △881,444     |           |           |                  |              |
| 利益剰余金から<br>資本剰余金への<br>振替              |           |           | 426,045        | 426,045      |           |           | △426,045         | △426,045     |
| 株主資本以外の<br>項 目 の 当 期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |           |           |                |              |           |           |                  |              |
| 当期変動額合計                               | －         | －         | △455,398       | △455,398     | －         | －         | 420,828          | 420,828      |
| 当 期 末 残 高                             | 5,195,057 | 5,086,553 | －              | 5,086,553    | 436,826   | 6,452,283 | 8,728,085        | 15,617,194   |

|                                       | 株 主 資 本    |                | 評 価 ・ 換 算 差 額 等               |                        | 新株予約権  | 純 資 産 合 計  |
|---------------------------------------|------------|----------------|-------------------------------|------------------------|--------|------------|
|                                       | 自 己 株 式    | 株 主 資 本<br>合 計 | そ の 他 有<br>価 証 券 評<br>価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |        |            |
| 当 期 首 残 高                             | △3,768,329 | 22,165,045     | 987,833                       | 987,833                | 5,634  | 23,158,513 |
| 当 期 変 動 額                             |            |                |                               |                        |        |            |
| 剰余金の配当                                |            | △1,169,449     |                               |                        |        | △1,169,449 |
| 当 期 純 利 益                             |            | 2,016,323      |                               |                        |        | 2,016,323  |
| 自己株式の取得                               | △1,546,117 | △1,546,117     |                               |                        |        | △1,546,117 |
| 自己株式の処分                               | 2,055,263  | 1,173,819      |                               |                        |        | 1,173,819  |
| 利益剰余金から<br>資本剰余金への<br>振替              |            | －              |                               |                        |        | －          |
| 株主資本以外の<br>項 目 の 当 期<br>変 動 額 ( 純 額 ) |            |                | 200,296                       | 200,296                | △4,460 | 195,836    |
| 当期変動額合計                               | 509,145    | 474,575        | 200,296                       | 200,296                | △4,460 | 670,412    |
| 当 期 末 残 高                             | △3,259,183 | 22,639,621     | 1,188,130                     | 1,188,130              | 1,173  | 23,828,925 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

|               |             |
|---------------|-------------|
| 満期保有目的の債券     | 償却原価法（定額法）  |
| 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| その他有価証券       |             |

- ・市場価格のない株式等以外  
のもの
- ・市場価格のない株式等

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

|         |                                            |
|---------|--------------------------------------------|
| 未成工事支出金 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定） |
|---------|--------------------------------------------|

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

建物及び2016年4月1日以降に取得した構築物については定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### ③ 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合責任に基づき要する費用に備えるため、見積補償額を計上しております。

##### ④ 工事損失引当金

受注工事の将来の損失に備えるため、当事業年度末における手持工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、その損失見積額を計上しております。



⑤ 損害補償損失引当金

将来の損害補償損失に備えるため、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失見込額を計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、工事契約に関して、期間がごく短い工事を除き、工事原価総額を見積り、履行義務の充足に係る進捗度を算出し、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり完成工事高を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の算出方法は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、予想される工事原価総額に対する発生原価の割合（インプット法）によっております。ただし、進捗度を合理的に見積ることができないものであって発生した原価を回収することが見込まれるものについては原価回収基準にて完成工事高を認識しております。

また、一時点で充足される履行義務は、引渡時に売上高を認識することとしております。

取引価格及び履行義務の対価の支払条件は、工事契約により決定されており、通常、工事引渡と同時期に請負代金の支払いを受けております。変動対価等を含む収益の額に重要性はなく、履行義務の対価に重大な金融要素を含んでおりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積り及び判断に関しては、連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載しているため、記載を省略しております。当事業年度の計算書類に計上した金額に関しては以下のとおりです。

当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|                     | 当事業年度      |
|---------------------|------------|
| 一定の期間にわたり認識される完成工事高 | 35,829,663 |
| 繰延税金資産              | 71,858     |

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産

##### ① 担保に供している資産

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 建 | 物 | 306,201千円 |
| 土 | 地 | 189,922千円 |
| 計 |   | 496,123千円 |

##### ② その他、営業保証として担保に供しているもの

|           |          |
|-----------|----------|
| 差 入 保 証 金 | 10,000千円 |
|-----------|----------|

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,287,722千円

#### (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|          |             |
|----------|-------------|
| ① 短期金銭債権 | 71,536千円    |
| ② 長期金銭債権 | 2,110,576千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 26,976千円    |

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

#### (1) 営業取引による取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| ① 売上高      | 643,516千円 |
| ② 仕入高      | 317,447千円 |
| ③ その他の営業取引 | 95,838千円  |

#### (2) 営業取引以外の取引高 316,350千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 946,565株    | 350,050株   | 520,970株   | 775,645株   |

(注) 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得及び単元未満株式の買取りによるものであり、数の減少は取締役会の決議に基づく自己株式の売却等によるものであります。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 退職給付引当金損金算入限度超過額   | 122,097千円   |
| 賞与引当金損金算入限度超過額     | 221,282千円   |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額     | 62,073千円    |
| 工事損失引当金損金算入限度超過額   | 5,138千円     |
| 完成工事補償引当金損金算入限度超過額 | 20,584千円    |
| 減価償却費損金算入限度超過額     | 37,531千円    |
| 投資有価証券評価損否認        | 81,508千円    |
| 関係会社株式評価損否認        | 420,590千円   |
| 会員権評価損否認           | 14,429千円    |
| 未払事業税等否認           | 45,764千円    |
| 土地減損損失否認           | 50,013千円    |
| 工事未払金否認            | 5,435千円     |
| 損害補償損失引当金否認        | 161,697千円   |
| その他                | 93,418千円    |
| 繰延税金資産小計           | 1,341,566千円 |
| 評価性引当額             | △705,262千円  |
| 繰延税金資産合計           | 636,304千円   |
| 繰延税金負債             |             |
| その他有価証券評価差額金       | △497,629千円  |
| その他                | △66,816千円   |
| 繰延税金負債合計           | △564,445千円  |
| 繰延税金資産純額           | 71,858千円    |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会 社 等 の 名                       | 所 在 地       | 資本金又は出資金   | 事業の内容          | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係      | 取引の内容  | 取引金額(千円) | 科 目   | 期末残高(千円)  |
|-----|---------------------------------|-------------|------------|----------------|----------------|----------------|--------|----------|-------|-----------|
| 子会社 | ALAKA' I MECHANICAL CORPORATION | アメリカ合衆国ハワイ州 | 24千米ドル     | 設備工事事業         | 所有直接100%       | 資金貸付<br>配当金の受取 | 貸付金の回収 | 163,504  | 長期貸付金 | 1,743,886 |
|     |                                 |             |            |                |                |                | 配当金の受取 | 221,822  | —     | —         |
| 子会社 | 大成温調 建築工程(上海) 有限公司              | 中華人民共和国上海市  | 20,064千中国元 | 建築事業<br>設備工事事業 | 所有直接100%       | 配当金の受取         | 配当金の受取 | 63,448   | —     | —         |
| 子会社 | ホライズン5 株式会社                     | 日本          | 100,000千円  | 投資事業           | 所有直接100%       | 資金貸付           | 貸付金の回収 | 300,000  | 長期貸付金 | 260,000   |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、市中金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 配当金の受取については、子会社の財政状態等を勘案して配当額を決定しております。

## 9. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,937円96銭

(2) 1株当たり当期純利益

331円11銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上、株式報酬制度の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託口）が保有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

新株予約権の行使については、「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 12. その他の注記

減損損失に関する注記及び損害補償損失引当金繰入額に関する注記については、「連結注記表 11. その他の注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

大成温調株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大塚弘毅  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大成温調株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大成温調株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。



- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

大成温調株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田尻慶太  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大塚弘毅  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大成温調株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

招集  
通知

株主総会  
参考書類

事業  
報告

連結計算  
書類／  
計算書類

監査  
報告

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

大成温調株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 今 井 康 之 ㊞

監 査 等 委 員 大久保 和 正 ㊞

監 査 等 委 員 松 下 香 織 ㊞

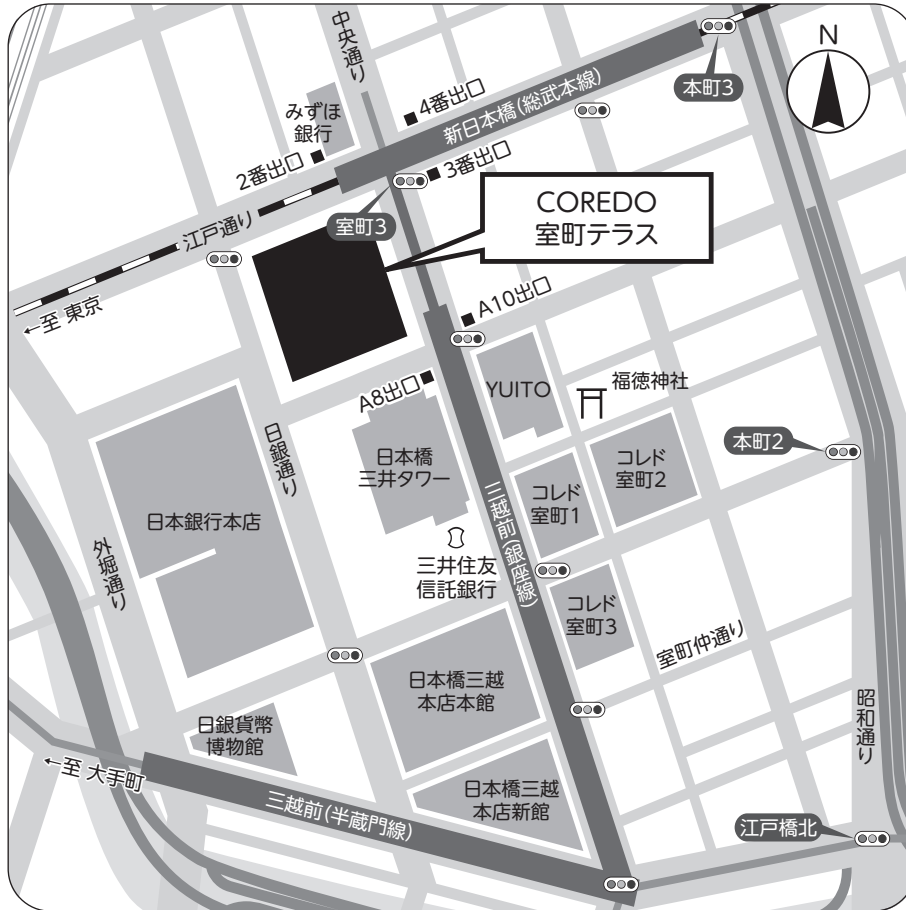
監 査 等 委 員 村 木 高 志 ㊞

(注) 監査等委員大久保和正、松下香織及び村木高志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号  
COREDO室町テラス3階 室町三井ホール&カンファレンス  
TEL 03-3548-8933 (受付時間9:00 - 17:00)



交通 東京メトロ銀座線・半蔵門線 「三越前」駅より地下直結  
JR横須賀線・総武快速線 「新日本橋」駅より地下直結  
施設の営業時間の都合上、地下1階エレベーター にて3階へお越しください。

